

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 フィデリティ投信株式会社
代表取締役 コルビー・ペンゾーン

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【報告義務発生日】 令和8年3月13日

【提出日】 令和8年3月23日

【提出者及び共同保有者の総
数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有株券等に関する担保契約等重要な契約に変更が生じたこと（消費貸借取引にかかる株券等の割合の1%以上の減少）

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ピククルスホールディングス
証券コード	2935
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）
住所又は本店所在地	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245 (245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成12年4月28日
代表者氏名	ステファニー・J・ブラウン (Stephanie J.Brown)
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー (Chief Compliance Officer)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	フィデリティ投信株式会社 業務部 レギュラトリリーポーティング ユ アリナ
電話番号	(03) 4560 - 5096

(2)【保有目的】

顧客の財産を信託証書および契約等に基づき運用するために保有。しかしながら、当該保有証券の名義人は弊社ではなく、顧客の選択した銀行（カストディアンバンク）等になります。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）			925,149
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 925,149
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		925,149
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年3月13日現在）	V	12,858,430
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		7.19
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.19

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借： CITIGROUP GLOBAL MARKETS INC. 3,800 貸株 JPMORGAN SECURITIES LLC 5,000 貸株 NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC 20,000 貸株 UBS AG 12,000 貸株
